

平成15年8月29日
警 察 庁

行政訴訟検討会における追加意見等について
標記の件については、別添のとおり回答します。

- 別添1 審査請求事案の処理期間について
- 別添2 内閣総理大臣の異議の制度に関する質疑に対する回答について
- 別添3 「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する追加意見について

審査請求事案の処理期間について

- 1 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づく審査請求の処理にかかる期間は、平均約 5 か月である。
- 2 請求から裁決までの流れ
 - (1) 審査請求の受理と弁明書の提出要求
審査請求が審査庁（国家公安委員会）になされると、審査庁は処分庁（都道府県公安委員会）に対し相当の期間（約 1 か月）を定めて、弁明書の提出を求めることとなる。（行審法第 22 条）
 - (2) 反論書の提出要求
審査庁は、処分庁からの弁明書を受理した後、その副本を審査請求人に送付するとともに相当の期間（約 1 か月）を定めて反論書の提出を求める。（行審法第 23 条）
 - (3) 証拠物件の受理と精査分析及び行政不服審査法上の諸手続への対応
処分庁から当該処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の提出がなされることとなるが、処分庁の処分の適法妥当性を判断するため証拠資料から
事案の事実関係
被害者の帰責性
被害者と加害者との関係
等を精査し、審査請求に係る争点を資料化する。
また、審査請求人から行政不服審査法に定める諸権利（処分庁からの物件の閲覧請求、口頭審理請求等）の履行があった場合には、それらに対応するとともに資料化し争点に加えることとなる。
 - (4) 専門委員による調査審議
犯給法の規定による裁定に係る審査請求について、専門の事項を調査審議させるため専門委員に調査を下命することとされている。（警察法第 12 条の 3 等）
専門委員会議を開催し、証拠資料や精査した資料をもとに、専門委員に刑事学、社会学、犯罪捜査実務等の専門分野における観点からの調査審議を行わせる。
(3)～(4)までで概ね約 2 か月
 - (5) 裁決～専門委員の意見を踏まえ、国家公安委員会において裁決を行う。
文書審査から裁決まで約 1 か月

内閣総理大臣の異議の制度に関する質疑に対する回答について

1 諸外国における制度との比較について

(1) 諸外国におけるデモ等の規制の在り方

諸外国においては、主催者が警察等に対し事前に届出あるいは許可申請を行う仕組みは我が国とほぼ同様であるが、一定の場合には事前にデモ等を禁止することができ、また、国によっては、デモ等の開始後においても公共の秩序の維持等のためデモ等を中止若しくは解散させ又は許可を取り消すことができる仕組みとなっており、我が国とは制度面で相当の差異がある。

また、デモ等の規制に直接関連する制度のほか、デモ等の規制に当たる警察官が有している一般的な行政権限についても、我が国の場合とは異なっており、例えば、フランスやドイツにおいては、犯罪の予防、危険防止等のため、身元を確認することができ、必要な場合、指紋採取、写真撮影、身柄拘束、所持品検査等が可能とされているなど、我が国と比較して、より広汎な行政権限を有していることが特徴として挙げられる。

なお、諸外国におけるデモ等の規制に関する立法例は、おおむね以下のとおりである。

(イギリス)

特定の個人若しくは団体を支援する、又はこれに反対する等の目的で公共の場所を行進しようとする者は、行進の6日前までに行進の出発地を管轄する警察署に書面で届け出なければならない(公共秩序法(Public Order Act 1986)11条)。

また、上位階級にある警察官は、当該行進が、公共の秩序を著しく阻害し、又は生活の安寧を著しく乱すもの等と信ずる合理的な理由がある場合には、特定の場所に立ち入らないような条件の付与を始めとする指導をすることができる(同法12条)。

警察本部長が、前条の規定により条件を付与しただけでは公共の秩序を保つことができないと信ずる合理的な理由がある場合には、当該地域を管轄する地方自治体に対し、3ヶ月を超えない期間の範囲内で、同様の行進の全部又は一部を禁止する命令を発出するよう申し出ることができる。申し出を受けた地方自治体は、内務大臣の同意を得た上で、行進を禁止する旨の命令を発出することができる。なお、ロンドン市警察及び警視庁の場合には、警視総監が、直接内務大臣の同意を得て、同様の命令を発出することができる(同法13条)。

上位階級にある警察官 ~ 行進中の現場ではそこに居合わせた最も上位の警察官を、それ以外の場合は警察本部長をいう(同法12条)。

(ドイツ)

行進については、48時間前までに担当官庁に行進の概要(責任者を含む)を届け出なければならない(集会法(Gesetz über Versammlungen und Aufzügen)14条)。

担当官庁は、命令時に判明している状況により、行進の状況によって公共の安全又

は秩序が直接危険にさらされているときは、これを禁止することができる。また、担当官庁は、公共の安全又は秩序が直接危険にさらされているとき等一定の場合に、行進を解散させることができる（同法 15 条）。

担当官庁（zuständige Behörde）～ 行政警察の任に当たる執行警察又は一般秩序官庁をいう。

なお、ノルトライン・ヴェストファーレン州（ボン市が所在する州で、ドイツ 16 州の中で最も平均的な州のひとつ）では、執行警察が担当官庁の任を担っている。

（フランス）

公共の秩序に対する重大な問題を及ぼす現実の危険性があると警察当局が判断する場合、プレフェ（県知事）がデモを禁止する措置をとることができる（1935 年 10 月 23 日付けデクレロワ 3 条）。

（イタリア）

公共の場所において集会を行う場合、その主催者は少なくとも 3 日前までに県警察本部にその旨を通知しなければならない。主催者が通知を怠った場合又は公共の秩序、倫理若しくは公衆衛生上の理由がある場合、県警察本部は集会の中止を命じることができ、また、同様の理由から集会の実施時間、場所について条件を付すことができる（公共の安全に関する統一法典（1931 年 6 月 18 日勅令第 773 号）18 条）。

また、扇情的なシュプレヒコールや展示、官憲の権威を傷つけるような行為等により公共の秩序、市民の安全を危険に陥れるおそれが生じた場合及び集会参加者が不法行為を行った場合、治安当局は集会を解散させることができる（同法 20 条）。

ここでの集会には、道路におけるデモ行進等も含まれると解されている。

（アメリカ：コロンビア特別区の例）

デモ行進（パレード）については、所定の用紙に記載の上、コロンビア特別区警察本部長に対し、実施の 15 日前までに提出し、許可を得ることとなっている。集団行動時の現場において、許可された要件を逸脱した場合、コロンビア特別区警察官は、現場において口頭で許可を取り消す権限を有している（コロンビア特別区条例（District of Columbia Municipal Regulation））。

（2）まとめ

我が国の異議の制度に相当する諸外国の制度の有無については、引き続き、確認を行うこととしているが、諸外国においては、上記のとおり、行政の判断により、事前にデモ等を禁止し、又は事後においてデモ等を中止若しくは解散させ又は許可を取り消す仕組みが制度上何らかの形で担保されていると言える。また、警察官の一般的な行政権限も我が国と比較して広汎なものとなっている。したがって、異議の制度の比較に当たっても、こうした諸外国における制度全般にわたる規制の実態を十分に踏まえ、総合的にその制度の位置付けについて検討する必要があると考える。

2 異議の制度に代わる制度について

異議の制度を諸外国の制度と比較する場合は、関係の制度を全体としてとらえ、デモ等が公共の安全と秩序の維持を損なう場合には、これを許可しない仕組みが担保されているか否か考察する必要がある。我が国の場合、「デモ等を中止若しくは解散させ又は許可を取り消す仕組みが制度上必ずしも担保されていない」という点において、諸外国と比較の前提が異なることに十分留意する必要がある。

当庁としては、欧米のように一定の場合には事前にデモ等を禁止したり、デモ等の開始後において、その中止、解散を行ったりする制度がない我が国においては、行政庁が行った規制処分を最終的に担保できる現行の異議の制度の仕組みは、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を果たす上で不可欠なものと考えている。とりわけ、デモ等の申請は、デモ等の直前になされることも多いため、異議申立てが認められた場合にあっては、規制処分を迅速確実に担保できる現行制度の意義は大きく、公共の安全と秩序の維持という責務を、警察が果たす上で必要なものとする。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する追加意見について

省庁名等	警察庁
ご意見をいただく事項	第 2 - 3 - (イ) 本案判決前における仮の救済の制度の整備
<p>具体的にどの程度まで執行停止の要件を緩和することを想定しているか不明であるが、一般的には執行停止の要件の緩和により法的安定性を害するおそれが増大すると考えられる。</p> <p>違法な営業を行ったことを理由に営業許可の取消処分を行った場合に、安易に当該取消処分の執行停止がなされるようになると、その間に違法営業が継続されることになりかねず、例えば違法な風俗営業が継続されることにより、善良の風俗と清浄な風俗環境が害され、少年の健全な育成に悪影響が出るなど、行政目的が達成できないこととなる。</p>	

省庁名等	警察庁
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1) 原告適格の拡大
<p>具体的にどのような範囲まで原告適格を拡大することを想定しているか不明であるが、一般的には原告適格の拡大により濫訴のおそれや法的安定性を害するおそれが増大すると考えられる。</p> <p>例えば、風俗営業の許可については、平成10年12月17日最高裁判決等にもあるとおり、近隣住民であることのみによっては取消訴訟の原告適格は有しないが、近隣住民個人個人に原告適格を認めるとなると、濫訴による事務への支障があることも想定される。</p>	